

提出されたコメントの概要とそれに対する金融庁の考え方
(保険会社向けの総合的な監督指針)

NO	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	別紙様式6の3	<p>本件改正により設けられる届出書の様式には、「理由」の記載欄があるが、この「理由」の記載欄は削除すべき。</p> <p>保険業法第98条第2項ただし書は、業務代理等の「内容」を届け出ることとしているが、「理由」とは、この「内容」に至る物事の筋道であって、「理由」は、「内容」に含まれないと考えられる。実質的に考えても、業務代理等を行う理由は、保険会社等の高度な経営判断によるものであり、当局にとっても、業務代理等の内容を把握することができれば十分であって、その理由を知る必要はないのではないか。</p> <p>仮に、「理由」の記載欄を設ける場合であっても、この欄を空白にした届出や、「事務合理化のため」などといった抽象的な記載をした届出も有効とするべき。</p>	<p>当該届出は、当局において、保険会社の業務代理等の目的や執行態勢等を事前に把握するとともに、その執行状況等の事後的な監督に生かすために提出を求めるものであり、業務代理等を行う理由の具体的な記載は必要と考えます。</p>